明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

12　法第七十条の六の七第九項及び施行令第四十条の七の七第二十二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　寄託契約に基づき特定美術品の寄託が継続している旨

二　法第七十条の六の七第九項の届出書に係る同項に規定する届出期限（次項及び第十五項第二号ロにおいて「届出期限」という。）前三年以内に寄託先美術館において前号の特定美術品の公開（公衆の観覧に供することをいう。第十五項第二号ロにおいて同じ。）が行われた期間

13　寄託相続人が法第七十条の六の七第九項の規定により届出書を提出する場合において、同条第一項の規定の適用を受ける特定美術品のうちに当該届出書の届出期限前三年以内に新たに認定を受けた認定保存活用計画に係るものがあるときは、当該届出書に当該認定保存活用計画に係る計画書の写し及び当該認定に係る通知の写しを添付しなければならない。

14　施行令第四十条の七の七第二十三項の規定により読み替えて適用する同条第二十二項に規定する財務省令で定める事項は、同条第十六項又は第十七項の申請書を提出している旨とする。

15　施行令第四十条の七の七第二十四項に規定する財務省令で定める書類は、第一号から第四号までに掲げる書類（法第七十条の六の七第十四項の死亡した日、贈与をした日又は滅失した日（以下この項において「死亡等の日」という。）において同条第四項若しくは第五項の規定又は施行令第四十条の七の七第三項の規定の適用を受けていた場合（当該死亡等の日以前一月以内に法第七十条の六の七第三項第三号又は第七号に掲げる場合に該当した場合において、当該死亡等の日前に同条第四項又は第五項の規定の適用を受けていないときを含む。）には、第一号及び第三号から第五号までに掲げる書類）とする。

一　死亡等の日の前日（法第七十条の六の七第一項の規定の適用を受ける特定美術品に係る認定保存活用計画の計画期間が満了した日から同条第三項第五号に規定する四月を経過する日までの間に当該死亡等の日があつた場合において、当該死亡等の日前に当該特定美術品に係る新たな認定保存活用計画の認定を受けていないときは、当該計画期間が満了する日）において現に効力を有する当該特定美術品に係る認定保存活用計画の計画書の写し及び当該認定保存活用計画の認定に係る通知の写し

二　死亡等の日において法第七十条の六の七第一項の規定の適用を受ける特定美術品の寄託を受けていた寄託先美術館の設置者が発行する次に掲げる事項を証する書類

イ　当該死亡等の日まで寄託契約に基づき当該特定美術品の寄託が継続していた旨

ロ　直前の届出期限（最初の届出期限が当該死亡等の日以後に到来する場合には、相続税の申告書の提出期限）から当該死亡等の日までの間に当該寄託先美術館において当該特定美術品の公開が行われた期間

三　法第七十条の六の七第一項の規定の適用を受ける寄託相続人が特定美術品を寄託していた寄託先美術館の設置者に当該特定美術品の贈与をした場合には、当該贈与に係る契約書の写しその他の書類で当該寄託先美術館の設置者が当該贈与を受けた旨及びその年月日並びに当該特定美術品の明細を明らかにするもの

四　特定美術品が法第七十条の六の七第三項第二号に規定する災害により滅失した場合には、次に掲げる書類

イ　当該特定美術品に付された保険に係る保険証券の写しその他の書類で当該特定美術品について当該保険に係る保険契約により保険金が支払われないことを明らかにするもの

ロ　当該特定美術品が当該災害により滅失した旨を証する文化庁長官の書類

五　法第七十条の六の七第四項若しくは第五項の規定又は施行令第四十条の七の七第三項に規定する場合に該当する旨を記載した書類（死亡等の日以前一月以内に法第七十条の六の七第三項第三号又は第七号に掲げる場合に該当した場合において、当該死亡等の日前に同条第四項又は第五項の規定の適用を受けていないときは、当該書類及び第四項又は第六項に規定する書類）

16　法第七十条の六の七第十七項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第七十条の六の七第一項の規定の適用を受ける寄託相続人若しくは特定美術品又は同項の寄託先美術館について、同条第十七項の納税の猶予に係る期限の確定に係る事実が生じた旨

二　前号の事実が生じた特定美術品の明細又は当該事実が生じた寄託先美術館の名称及び所在地並びに当該特定美術品又は当該寄託先美術館に係る法第七十条の六の七第一項の規定の適用を受けている寄託相続人及び当該寄託相続人に係る被相続人の氏名及びその死亡の時における住所

三　第一号の事実の詳細及び当該事実の生じた年月日並びに当該事実に係る報告の受理その他の行為の内容

四　その他参考となるべき事項

17　法第七十条の六の七第十八項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第七十条の六の七第一項の規定の適用を受ける寄託相続人の氏名及び住所

二　前号の寄託相続人が被相続人から法第七十条の六の七第一項の規定の適用に係る相続又は遺贈により取得をした特定美術品に係る相続税の申告書が提出された日

三　第一号の寄託相続人が前号の特定美術品について法第七十条の六の七第一項の規定の適用を受けている旨及び同項の規定の適用に係る特定美術品の明細

四　その他税務署長が必要と認める事項

（個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除）

第二十三条の八の八　法第七十条の六の八第二項第一号イに規定する財務省令で定める建物又は構築物は、次に掲げる建物又は構築物以外の建物又は構築物とする。

一　温室その他の建物で、その敷地が耕作（農地法第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。次号及び第十六項第一号ハ並びに次条第十四項第四号ハにおいて同じ。）の用に供されるもの

二　暗渠（きょ）その他の構築物で、その敷地が耕作の用又は耕作若しくは養畜のための採草若しくは家畜の放牧の用に供されるもの

2　法第七十条の六の八第二項第一号ハに規定する財務省令で定めるものは、次に掲げる資産（主として趣味又は娯楽の用に供する目的で保有するものを除くものとし、当該資産のうちに同号に規定する特定事業用資産（以下この条において「特定事業用資産」という。）に係る事業の用以外の用に供されていた部分があるときは、当該事業の用に供されていた部分に限るものとする。）とする。

一　所得税法施行令第六条第八号及び第九号に掲げる資産

二　自動車税又は軽自動車税において営業用の標準税率が適用される自動車以外の自動車で次に掲げるもの

イ　自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）別表第二の自動車の範囲欄の1、2、4及び6に掲げるもの

ロ　道路運送車両法施行規則別表第二の四の自動車の用途による区分欄の1及び3に掲げるもの

三　地方税法第四百四十二条第四号に規定する原動機付自転車、同条第五号に規定する軽自動車（二輪のものに限る。）及び同条第六号に規定する小型特殊自動車（四輪以上のもののうち、乗用のもの及び営業用の標準税率が適用される貨物用のものを除く。）

3　法第七十条の六の八第一項の適用を受けようとする者が同項の規定の適用に係る贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この条において同じ。）の時前に相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。）により取得した同項の規定の適用を受けようとする特定事業用資産に係る事業と同一の事業に係る他の資産について法第七十条の六の十第一項の規定の適用を受けようとする場合又は受けている場合における法第七十条の六の八第二項第二号の規定の適用については、同号中「要件の」とあるのは、「要件（イ及びハを除く。）の」とする。

4　法第七十条の六の八第二項第二号ロに規定する財務省令で定めるものは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第十二条第一項の認定（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成二十一年経済産業省令第二十二号。以下第二十三条の十二の五までにおいて「円滑化省令」という。）第六条第十六項第七号又は第九号の事由に係るものに限る。）とする。